

第3回「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」議事概要

1. 委員の出欠

全員出席

2. 概要

< 議事1について >

株式会社日清製粉グループ本社 大田取締役及び日清製粉株式会社
原田部長より資料について説明

座長代理：業務を行っていく上で、ミスをすることや逸脱行為を行うことがあり得ると思うが、これらを防ぐポイントについてどうお考えか。

業者間取引では必要な情報は開示しており、問題は起こっておらず、また、トレーサビリティを確保するようにしており、特に問題が起こった時の原因究明や原料の追跡として行われているとのことであったが、表示の信頼担保にもトレーサビリティは重要だと思うが、その点はどうお考えか。トレーサビリティを確保する上で難しい点はあったか。

大田取締役：各社員は、コンプライアンスの徹底を図るために企業行動規範と社員行動指針カードを常時携帯し、法令遵守を意識させている。工場では、担当者以外に品質管理または品質保証担当者が作業場内を巡回し、金属検出機が作動しているか等をチェックし、何時何分にどこを確認したかを日報に記録・確認することなど担当者以外の目を入れてミスを防止している。社内の製品安全監査では、アポ無しで監査を行なっている。監査当日に工場の担当者が不在でも行う。そうすることで工場の実態がわかる。ISO22000を取得しており、その中でいろいろとルールを決めており、それに対して必ず記録しなければならない。半年毎にマネジメントレビューという振り返りもきちんと行わねばならず、審査機関による外部監査でも確認される。工場には品質保証責任者を配置しており、自分が消費者の立場だったら、これで良いと思えるかどうかで判断するようにし、良くなければ改善する。もし工場長が改善の意向を示さなければ、本社に連絡し、上層部に問題を知らせる体制になっている。

トレーサビリティは、当社では原料が最終製品にどう使われたかの確認に利用している。ある製品の場合は、袋に記載している番号・記号がわかれば、どのラインでいつ作ったかがわかり、どの原

料を使用したかはわかる。

中村委員：原料の小麦は輸入に頼るところが大きく、それらは農水省が一元輸入しているが、原料小麦の品質に関して、国を信用して会社で再確認はしないのか。また、国内産の小麦も使用しているが、その場合はどのように原料確認を行っているのか。出荷されたものの品質が正確であるかなどを確認しているのか。

原田部長：外国産の小麦は、大量に船で輸入される。農水省も検査を行って売却されるが、当社も当然品質検査を行なう。輸入小麦の検査は、船単位で行っている。国内産は品種別、農協別に取り交をしているが、もちろん品質確認を行っている。原料だけでなく粉碎して小麦粉の化学分析も行なっている。

座長：来年はどの銘柄をどの程度使用したいか等の要望を集計して、農水省に申請しているのか。

原田部長：そうである。

座長：原料の問い合わせに関して、例えばたこ焼き粉の場合、問い合わせは使用している店からくるのか、たこ焼きを買った顧客からくるのか。

大田取締役：もし問い合わせがあるとすれば、問屋かたこ焼き屋のチェーン店の事業部からくる。個別の店舗から聞かれるよりも、チェーン店全体として聞いておかなければならないといった感じである。品質保証の一環として把握するようである。

新井課長：資料に、問屋（一次店、二次店など）から販売しているケースも多いとあるが、この場合、出荷時の包装のまま販売されるのか、それとも小分けして販売されるのか。

原田部長：当社で包装された業務用小麦粉は出荷時の包装のまま販売されるが、最近はその食材専門店等で、500グラム単位で小分けして販売するなどごく一部で行われている。

座長：規格書は、内容、量比、原料を混合する順番まで書いてあるのか。

大田取締役：相手の要求によるが、原料製造工程、使用している機械、異物確認方法と検査の頻度、品質管理のチェック項目なども書いてある。プレミックスの場合、原材料がどのメーカーのどんなブランドを使用しているかと聞かれることもあるが、当社のノウハウに関わることもあり、公表できない点もあること等を顧客とやり取りする。規格書は、大変詳細に書いてある。

座長：外食向けには品質表示義務がないが、例えばたこ焼き粉には何が含まれているか等は伝えるのか。小麦、香料という程度は出せるのか。

大田取締役：要望があれば規格書を提出している。

座長代理：品質保証書を求められれば公表することだが、その内容は規格書と同じか。反対に、貴社が原料について品質確認をしたいとする場合、品質保証書の内容で満足できると思うか。

大田取締役：保証書や規格書など呼び方はいろいろあるが、相手の要望に合わせて書いている。新しい原材料は、まずは表示を確認し、分析する。微生物、水分含量、たんぱく質含量等のような項目の分析を行なうか、またその基準が定められており、それをクリアしないと使用しない。必ず評価を行ってから使用する。また、当社グループでは原料取引先から品質規格書入手し、アレルゲンや使用農薬、遺伝子組換え等に関してヒアリングしたり、確認しに行ったりしている。

土屋委員：クレームに関して、貴社が原料小麦を購入する際のクレームと、取引先からのクレームで、最も多いのはどのようなものか。

原田部長：当社が小麦を購入する際は、農水省がきちんと検査したものを売ってもらっているので、特記すべき原料に対するクレームはない。製品に対しては、パンの膨らみが悪いとか、麺の色が悪いなど、加工適性に関するクレームがある。家庭用の場合は、製品の袋が破れていたなど様々である。

山根委員：牛ミンチ偽装事件で、大手企業が偽装製品を長年購入していたが、どうしてこのようなことが起こったか、何が足りなかったか、購入していた企業にはどの程度責任があるかについて、どうお考えか。

大田取締役：当社では新しい原料を使用する際は、QEセンターが必ず審査し、書類だけでなく分析も行う。そこが最初の確認である。次に、実際に使用している原料に対して、ある頻度でQEセンターがモニタリングし、採用時にチェックした項目を確認する。さらに、規格書の内容が変わっていないか確認し、変わっている場合には取引先にその理由を聞く。DNAの検査のようなものは、全ての工場で実施するものではないと考えている。意図的な偽装が行われた場合、通常考えられる試験で検出されない項目に関しては穴はあるが、できる範囲での確認は自分でするものである。

明治製菓株式会社 榎島部長及び鈴木部長より資料について説明

土谷委員：チョコレートを作る際に、原料の情報に関して複数の仕入先から異なる書式で提出されると思うのだが、どのようにしてならば

らのものをきちんと間違いなく処理しているのか。

業務用品の情報は、顧客から開示請求があれば公表しているとのことだが、小さな店は、どんな情報を開示請求したらいいかもわからないということはないか。規格書の段階でかなり詳細に書いてあるので、製品には表示する必要がないとのことだが、全ての顧客がそれに対応できるだろうか。

榎島部長：当社が購入する原料は、当社の規格書に記載してもらっている。

鈴木部長：当社が販売する業務用品の専用製品については顧客の要望する書式で、汎用型の製品については当社の書式の規格書を提出しており、使用原材料、法の適合性、アレルギー等を網羅して書いてある。

座長：店内加工業者に対して、顧客から何が入っているか、特にアレルギー等について聞かれた際に、きちんと答えられるように情報提供しているか。

鈴木部長：アレルギー、遺伝子組換え等必要情報については情報提供している。

座長代理：規格書で内容は示されるが、製品が規格書通りであるということはどうやって担保するのか。反対に、原料を購入した際に、規格書の情報が確かであるという担保はどうしているのか。

また、製造の現場で、予想されないミスが起きたり、逸脱行為が行われることも考えられるが、それを予防するポイントについてどうお考えか。

榎島部長：新原料の採用は、かなり試作を行った後に行う。資料中の原料採用4原則の1つに、「信頼できるサプライヤー」とあるが、信頼できる根拠の1つとして、当社も原料メーカーの工場に品質監査を行っている。万一原料にミスがあっても、工場を受入れ検査を行うし、菓子類は、間違った原料を使用すると、焼き色が付かなかったり形が崩れるなどして、製造工程のどこかで異常が生じ、本来の製品と同じものが製造できない。検査でも、本来とは異なる結果となる。

工場での予想外のミスや逸脱行為を防ぐためには、品質管理ルールブックに基づき作業手順書を作り、それを社員に対して教育するのが最も重要である。また、重量検知器、X線検査器、金属検知器等は毎日一定間隔で作動チェックし記録することになっており、その記録の確認も行っている。

新井課長：最終製品を作るにあたって、アレルギー、食品添加物等、製

品保証書や規格書から入手した情報を加味して最終の表示事項を作っているということか。

榎島部長：表示に関わるあらゆる法律に従い当社の基準を作り、それに従い具体的な表示を作る。作った表示は表示専門家が確認し、間違っていたら修正する。

原田部長：小麦粉を使用しているユーザーはJAS法の適用がかからないところもあり、現在はそういう納入先からは表示内容の細かい要求はない。

桜庭課長：どのようにして技術の流出を防止し、ノウハウを守っているのか。その点に関して、取引先とはどう取決めを行っているのか。

食品業界は中小零細企業が99%を占めるが、トップレベルの企業から見て、貴社等が行っている品質保証の取組みを一般化できるとお考えか。一般的な取組みはどのようなものにしたら良いか。

大田取締役：大口の取引先とは、売買基本契約を行う際に、問題が生じた際の責任範囲を取決め、問題に対応することとし、何か問題が生じた際の対応は、そのような取決めを結べばできるのではないか。

中小企業が品質保証の取組みをするためには、企業のトップがその取組みが必要だという考えにならねばならない。どのようにしてトップにそのような気持ちを起こさせるかが重要である。当社の場合、問題はないか、品質保証は大丈夫かなどのは常に上層部からくる。自分も自社内部および関係先に対して警告している。上層部の意識が変わらなければならない。

座長：規格書に製造方法も記載してある場合、他社がそれを見て同じものを作れるとしたら、どのようにしてノウハウの流出を防止するのか。

大田取締役：他社が同じ製品を作った際は、訴訟も辞さない。特許になるものは申請し、特許の侵害を防いでいる。

榎島部長：特許を申請して守ることもあるし、原料取引先との信頼関係では、逆に当社としても原料規格書を第三者に明かさないこととしている。品質保証は表示だけでもいろいろな規制があるし、CSRも企業理念や行動憲章などあり、具体的な情報を提供するのが重要と思う。

五味委員：信頼できる取引先から原料を仕入れるとのことだが、信頼できるか否かについての客観的な基準はあるのか。

榎島部長：長年取引をしてきて、いつも正しく対応をしているところや、品質保証体制がしっかり構築されているところを信頼できるサプライヤーとしている。工場監査で品質保証体制を確認させてもらう

こともよくある。衛生管理や品質管理、5S（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）がきちんとしているかなどを確認する。

五味委員：小さな企業と取引をする場合も同じか。

槇島部長：同じである。

全日本食品株式会社 平野部長及び湯上品質管理担当より資料について説明

中村委員：小売というのはさすがに強いという感想をもった。サプライヤーは、小売側の要求をクリアしないと製品の供給ができない。資料にある現状の問題点を見ると、受入れ業者との信頼関係に頼るところが大きいとあるが、これから先、今以上のことをやるとなると、コストや人員の面で当事者だけでは無理で、何らかのサポートが必要だというご意見であると感じたが、どのようにお考えか。

平野部長：今ご説明したのは総論であり、各論についてはここではお答えできない。法で縛ることが目的ではない。商取引の信頼関係をどう確保するか。

座長：資料にある伝票伝達の正確性は、故意ではなくケアレスミスをした際の話となっているが、もし故意で記載変更が行われた場合はどうするのか。どう見破るのか。

座長代理：トレーサビリティは情報の信頼性を確保することを目的としており、故意の行為を防ぐためにはプラスアルファで仕組みが必要だと思う。ミスと故意の両方を防げるような基本的な仕組みを考えることが必要ではないか。情報を正確に伝えることが重要だとおっしゃったが、記録をすることが担保となるのではないか。記録自体にミスをすることも考えられるので、記録を取る仕組みを定期的にチェックすることも必要である。記録を残し、記録を取る仕組みを定期的にチェックし、ミスがあったらわかるようにする。そうすれば悪意のある取違いはしにくくなると思う。

湯上品質管理担当：工場におけるチェックでは、各ラインで金属チェックをし、受入れ記録を確認する。全ての工場で行うわけではないので、抜けもある。

座長代理：検査は毎日やるわけにはいかないが、少なくとも記録してあれば後からチェックが可能ではないか。

湯上品質管理担当：工場に行った際は、その日だけでなく、何ヶ月か前にまで遡ってチェックを行う。何か問題があれば、その時に伝える。

座長：チェックをする際は事前に通知するのか。

湯上品質管理担当：そうである。

五味委員：中小企業ではコストの負担に耐えられないという話があったが、記録をきちんとつけることはそれほどコスト負担にはならないと思う。コスト負担は何についてかかるとお考えか。

平野部長：品質管理部を構築する際の人件費や、検査機械の導入費に対してである。記録をしっかりとつけるということであれば、大きな負担にはならないのではないか。

五味委員：品質管理体制を大手企業と同様に整備するにはコストがかかるということか。

平野部長：そうである。

座長：ボランタリーチェーンは優れた仕組みであり、中小企業に情報を伝達する際には、このシステムは重要であると感じる。中小企業1社だけで品質保証の仕組みをつくるのは難しい。複数が集まってできることであり、このような仕組みは重要であると感じた。

川合課長より資料2について説明

座長：コンプライアンス、企業の行動規範がどれだけ整備されているかの実態調査であったが、業態によってかなり異なっている。商社が比較的コンプライアンスが高く整備されている。

新井課長より資料3、4について説明

大木委員：ミートホープ社の件に関して、嚴重注意を行ったとあるが、現行法制度において、命令等ができないのは重々わかっているが、消費者団体の声としてあえて申し上げれば、現行法制度の中で何も命令等ができないのは残念であり、嚴重注意のみというのは納得できない。

新井課長：ご指摘の通りであり、このことが検討会の発端である。6月の立入検査の際も、ミートホープ社が小売製品を製造していたかがJAS法上重要であった。しかし、ミートホープ社の名で小売されている製品がなかったことから、JAS法での摘発は断念した。最終的には全ての製品が消費者の口に入ることから、その反省も踏まえ、ここで検討している。検討の結果、業者間取引もJAS法の表示義務の対象とすれば、ミートホープ社のような業者に対してもJAS法上の様々な措置が取れることになる。

座長：オーストラリアやニュージーランドは人口が少ないことから、こ

のようなことがきちっとできる。目指すべきものが先にある。やるかやらないかはここでの判断という印象である。

中村委員：米国では原産国表示の義務はない。偽装表示の禁止も、表示で嘘を書いてはいけないという話であって、原則として業者間取引でも小売に対する表示も原産国表示義務はない。食品の輸入も日本ほどしていないから、日本とは意識が違う。

座長：食品に関する法律ではなく、一般法律で取締っているということである。

土谷委員：スイスがバーコードで原産国表示の管理をしており、それならば間違いを防げるし書式も統一されるという話を聞いたが、もし調べていただけたらありがたい。

事務局より資料5について説明

< 議事 2 について >

土屋委員：意見や要望は随時出すのか。

新井課長：次回の検討会まで日数があるが、その間に各委員にご意見を伺いに行く機会も設けたいと考えている。

土屋委員：意見がある場合はこちらから連絡を取るのか、それとも事務局から連絡がくるのか。

座長：連絡方法は事務局で調整していただきたい。個別の意見は私に出していただいて構わない。

新井課長：連絡方法は今後検討する。

座長：これで閉会とする。

(以上)